

工事経歴書における「一式工事」の取扱いについて

平成22年4月

島根県土木総務課建設産業対策室

建設業の許可を受けた者は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に決算の変更届出書（別紙8）を提出しなければなりません。平成22年4月以降、以下のとおり取り扱うこととしましたので、ご注意ください。

工事経歴書の記入に当たり、下請工事は土木一式工事や建築一式工事として申請できません。

国及び県においては、以前から、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、「一式工事」に該当する下請工事は極めて少ないこと、また、工事経歴書の記入に当たって正しく分類することを説明してきました。

今後、以下のとおり、その取扱いを徹底することとしました。

記

1. 「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の26業種の「専門工事」とは異なり、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物または建築物を建設する工事」とされています。したがって、個別の専門工事として施工が可能である工事は、「一式工事」には該当しません。
2. 下請工事であっても、当該工事が「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物または建築物を建設する工事」に当たる場合は、一式工事として判定することになりますが、「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであることは明らかです。
3. 公共工事においては、一括下請負（工事の丸投げ）を一切認めていません。
4. 一括下請負に出した建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含めることは認められていません。
5. 下請工事については、「一式工事」以外の「専門工事」又は「その他の建設工事」に分類することになります。

なお、「一式工事」の許可を受けた者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、当該「専門工事」の許可を受けなければなりません。したがって、許可を持っていない建設工事を請け負った場合は、建設業法違反になるおそれがあります。このような事態を防ぐためにも、工事経歴書の記載における分類を徹底してください。